

雫石町農業委員募集要項

1 募集人数 11人

2 業務

- (1) 農業委員会の会議に出席し、農地の権利に係る許可等の審議をします。
- (2) 次の、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行います。
 - ①農地の集積・集約
 - ②遊休農地の発生防止・解消
 - ③新規参入の促進

3 任期

令和6年5月15日から令和9年5月14日

4 身分

本町の特別職の非常勤職員

5 報酬

年額報酬 309,000円のほか、農地等の利用の最適化の推進の活動に応じ、成果報酬が支払われる場合があります。

6 推薦及び応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会業務を適切に行うことができる方

※ 以下に該当する方については応募資格がありませんのでご注意ください。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 町内に住所を有しない方

7 募集期間

令和5年10月25日（水）から令和5年11月30日（木）まで

8 推薦及び応募方法

「雫石町農業委員候補者推薦書」又は「雫石町農業委員候補者応募書」を提出してください。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募は可能ですが、兼務することはできません。

○推薦を受ける場合（個人又は団体推薦）

「雫石町農業委員候補者推薦書」（様式第1号）

○自ら応募する場合

「雫石町農業委員候補者応募書」（様式第2号）

所定の用紙は、次の場所に備え付けるほか、雫石町のホームページからダウンロードできます。

ホームページ <https://www.town.shizukuishi.iwate.jp/>

備え付け場所	所在地
雫石町役場 総合案内	雫石町千刈田5-1

[記入上の注意]

記入にあたっては、記載例を参考にして記入してください。

押印は、認印で可（ゴム印は不可）

9 受付

令和5年10月25日（水）から令和5年11月30日（木）

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで、土日祝日は受付しません。

(1) 持参の場合

雫石町農業委員会事務局に、所定の用紙に必要事項を記入押印し、直接提出してください。

(2) 郵送の場合

雫石町農業委員会事務局に、所定の用紙に必要事項を記入押印し、令和5年11月30日（木）までの消印が有効となります。

提出・郵送先	住所
雫石町農業委員会事務局	〒020-0595 雫石町千刈田5-1

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

10 公表

募集の状況については、農業委員会等に関する法律に基づき、令和5年11月中旬に中間報告、令和5年12月上旬頃に最終報告を雫石町ホームページ上に掲載します。

公表内容については、「雫石町農業委員候補者推薦書」又は「雫石町農業委員候補者応募書」に記載されている住所、生年月日及び電話番号を除いた記載事項となります。

11 委員の選任方法

雫石町農業委員会委員候補者評価委員会において、書類選考（必要に応じて面接等を行う場合があります。）により候補者を選考し、町議会の同意を得て町長が任命します。

※ただし、法律の規定等により、選考にあたっては次のような条件があります。

- (1) 農業委員の過半数は認定農業者であること。
- (2) 農業に関し利害関係のない者を1名以上入れること。（農業者以外の方の登用）
- (3) 年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。（女性・青年の積極的な登用）

※推薦者及び被推薦者並びに応募者へ2月下旬頃（予定）に選考結果を郵送で連絡します。

12 問い合わせ先

農業委員会事務局

〒020-0595 雫石町千刈田5-1 雫石町役場

電話番号：019-692-6414 ファックス番号：019-692-1311